

議案第 6 号

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 4 4 年条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

提 案 理 由

議会議員の期末手当について、職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るため支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。